

# 民事司法の四本柱

ニール・アンドリュース Neil Andrews\*  
ケンブリッジ大学 (University of Cambridge)

溜 箭 将 之 訳

I : はじめに

II : 著者が最初に提示した諸原則 : 『民事訴訟の諸原則』 (1994)

III : 諸原則への「ウルフ卿による改変」: 民事訴訟規則 (1998)

IV : 欧州人権条約 6 条 1 項

V : ユニドロワとアメリカ法律協会の共同事業 (2000-2006)

VI : 第二の諸原則リスト : 『イギリスの民事手続』 (2003)

VII : 新たな出発 : 民事司法の四本柱

VIII : 結 語

---

\* : 〈訳者はしがき〉

ニール・アンドリュース氏は、イギリスのケンブリッジ大学クレア・カレッジのフェローであり、民事訴訟法と契約法を教えている。同氏はパリスタでもあり、パリスタの自治組織インズ・オブ・コート (法曹学院) のひとつ、ミドル・テンブルにて評議員もつとめる。

アンドリュース氏は、イギリス民事訴訟の代表的な体系書『イギリスの民事手続 *English Civil Procedure*』(Oxford UP, 2003) の著者であり、法学として民事訴訟法の分野を体系化してこなかったイギリスの伝統の中で、まさにその体系化に取り組んできた第一人者でもある。この間、イギリスの民事訴訟制度は根本的な改革を経験するとともに、欧州の枠組み内外でも民事訴訟手続の国際的ハーモナイゼーションの動きが進行した。アンドリュース氏はこうした動きにイギリスを代表する論者として深く関与している。本論文は、同氏が、変革の時代にあるイギリス民事訴訟法をいかに体系的に俯瞰するか、いかに手続上の基本的諸原理のなかに位置づけるかという難題に取り組んだ経緯を、率直かつ簡潔に紹介するものとして貴重なものと思われるので、翻訳し紹介することとした。

## I：はじめに

民事司法の諸原理は、すでに重要な比較法学の研究分野となっており、憲法的な手続原理が重視されるようになってきている<sup>1)</sup>。ヨーロッパにおけるこうした流れの一端は、イギリス連合王国を含めた欧州人権条約締約国が、ストラスブールにある欧州人権裁判所の展開した同条約6条1項の手続保障に関する判決法理に従わなければならないことによる。ユニドロワとアメリカ法律協会が2006年に出版した『国際的民事訴訟の諸原理』も、法的拘束力はないものの、知的刺激に満ちている<sup>2)</sup>。こうした外的要因に加え、裁判手続の根本規範を体系化するという内的な課題も存在する。法律家が個々の民事手続法の細かな諸準則を離れ、民事司法を一貫して系統だって俯瞰しようとすれば、こうした諸原理の体系は欠くことができないと思われる。民事司法における数多くある基本的な重要原理を、4つの表題に分けて整理してみたい<sup>3)</sup>。この4つを、民事司法の四本柱と呼ぶことにしよう。それはすなわち、以下のものである。

- I. 法的助言と紛争解決制度へのアクセス
- II. 当事者間の平等および公平
- III. 焦点の絞られた迅速な手続
- IV. 公正な紛争解決者

---

1) eg, Stephen Goldstein, "The Influences of Constitutional Principles on Civil Procedure in Israel" (1982) 17 Israel L.R. 467-510; and "Constitutional Norms of Civil Procedure as Reflected in the ALI/UNIDROIT Principles of Transnational Civil Procedure" (*Estudios en Homenaje a Hector Fix-Zamudio*); "The Proposed ALI/UNIDROIT Principles and Rules: the Utility of Such A Harmonization Project" (2001-4) VI Uniform L.R. 789-801.

2) ALI/UNIDROIT's *Principles of Transnational Civil Procedure* (Cambridge 2006).

3) 著者が2003年に示した24の手続原理 (Neil Andrews, *English Civil Procedure* (Oxford 2003) ch.'s 4 to 6) を配列しなおすことに決めるにあたっては、2010年3月のケンブリッジ大学でのセミナーと2010年5月21日のケンブリッジ大学クレア・カレッジで行われたカート・リブスタイン教授に捧げたセミナーにおけるシモン・シェトリートとの対話がきっかけになった。しかし、シモン・シェトリートと私とは、これらの原理をいかに配列するのがよいのかについて、見解を異にしている (シモン・シェトリート Shimon Shetreet 教授は、2010年にケンブリッジ大学のクレア・カレッジと法学部にてハーバート・スミス法学客員教授として滞在した。また2010年にはその研究業績に敬意を表してクレア・カレッジの上位客員研究員に選任された)。

## Ⅱ：著者が最初に提示した諸原則：『民事訴訟の諸原則』（1994）

私は、1980年代半ばからケンブリッジ大学で民事訴訟法を教える機会を与えられている。この経験から、私は『民事訴訟の諸原則 *Principles of Civil Procedure*』（1994）を著した<sup>4)</sup>。この教科書では11の諸原則を提示したが、それは以下のようなものである<sup>5)</sup>。

- (i) 適切な通知
- (ii) 正式の事実審理に先立つ開示
- (iii) 根拠のない請求および抗弁からの保護
- (iv) 正義〔司法手続〕をかいくぐることは許されない
- (v) 司法手続の迅速化
- (vi) 口頭による手続
- (vii) 公開性
- (viii) 和解の促進
- (ix) 終局性
- (x) 当事者対抗主義
- (xi) 関係性の原則

これらの諸原則の中には、ジャック・ジェイコブ卿『イギリス民事訴訟 *The Fabric of English Civil Justice*』（1987）において重点的に取り上げられたものも含まれている<sup>6)</sup>。『民事訴訟の諸原則』において私は、これらの11の諸原理は「現実的な政策の領域に属する」と述べた。その上で、次の3つの「崇高な目的」に言及したが、これらが「完全に実現」することはないかもしれない、という留保をつけていた<sup>7)</sup>。

- I. 司法へのアクセス
- II. 不当な遅延の防止
- III. 複雑な訴訟の管理

『民事訴訟の諸原則』の後半（第21章：ここで多年性の、いやむしろ「永年性の」<sup>8)</sup>問題についてより深く分析している）において、私は次のように述べてい

4) Neil Andrews, *Principles of Civil Procedure* (Sweet & Maxwell, London 1994).

5) *Ibid.*, paras. 2-003 ff.

6) (London 1987) (Hamlyn Lectures for the year 1986).

7) Neil Andrews, *Principles of Civil Procedure* (London 1994), para. 2-013.

る<sup>9)</sup>。「アクセス、迅速さ、簡単さは、互いに関連しあう価値である……。費用が高くなれば、裁判所は極めて貧しい者〔法律扶助を指している〕か、極めて裕福な者か、分別を失った人にとって以外は、門扉が閉ざされたも同然である」。ジャクソン裁判官による「民事訴訟費用の再検討 Civil Litigation Costs Review」(2009年12月)<sup>10)</sup>は、裁判の費用とその調達方法について、包括的かつ厳密な調査を行っている。

1994年の私も、1987年のジェイコブ卿も、民事の裁判官は司法の独立を享受するという当然の前提を明記する必要があるなどとは考えなかった。しかし、トニー・ジョロウィッツは1973年、この原理を的確に強調し、それが公平性の問題と深い関係があると述べていた。

当事者間で公平かつ勇敢に法の裁きを実現する能力と意思を備えた裁判所がなければ、法が訴訟当事者に何を保障しようとも価値はない。……裁判官は、国家そのものによる介入から自由でなければならない。また裁判官は、訴訟手続外の当事者や第三者の干渉からも自由でなければならない。裁判官はさらに、自ら行う裁判の争点について、偏見からも自らの個人的利益からも自由でなければならない<sup>11)</sup>。

### Ⅲ：諸原則への「ウルフ卿による改変」：民事訴訟規則（1998）

1994年3月28日、大法官マッケイ卿（大法官在位1987-97年）がウルフ卿を、民事訴訟に関する勧告を行う職務に任じた。彼に与えられた目的は、次のようなものだった<sup>12)</sup>。(i)司法へのアクセスを向上させ、訴訟の費用を減らすこと、(ii)規則の複雑さを軽減すること、(iii)用語を現代化すること、(iv)

---

8) Sir Anthony Clarke MR, “The Supercase-Problems and Solutions”, 2007 Annual K.P.M.G. Forensic Lecture: available at [http://www.judiciary.gov.uk/docs/speeches/kpmg\\_speech.pdf](http://www.judiciary.gov.uk/docs/speeches/kpmg_speech.pdf).

9) Neil Andrews, *Principles of Civil Procedure* (London 1994), para. 21-001.

10) Sir Rupert Jackson, *Review of Civil Litigation Costs* (December, 2009; London 2010); on which A.A.S. Zuckerman, “The Jackson Final Report on Costs-Plastering the Cracks to Shore up a Dysfunctional System” (2010) 29 C.J.Q. 263.

11) J.A. Jolowicz in M. Cappelletti and D. Tallon (eds.), *Fundamental Guarantees of the Parties in Civil Litigation* (Milano 1973), p. 121.

12) 職務規定は Lord Woolf, *Access to Justice: Interim Report* (London 1995), introduction に引用されている。

法廷慣行や訴訟手続における不必要な区分を排除すること。ウルフ卿による中間報告<sup>13)</sup>は1995年に、最終報告<sup>14)</sup>は1996年に公表され、大きな反響を呼んだ<sup>15)</sup>。民事訴訟規則は1998年に制定され、1999年4月26日に発効した。民事訴訟法の基本理念という観点からは、イギリスの民事訴訟が新たなスタート地点に立ったことの意義<sup>16)</sup>は、次のように要約することができる。新たな民事訴訟規則の体制は、次のような原理、価値ないし目的を認め、それを促進しようとしている。(1)均衡性、(2)手続的公正、(3)事件の進展に裁判所が積極的に関与すること、(4)略式手続を改善し司法へのアクセスを向上させること、(5)過剰な書面の開示の抑制、(6)制裁として訴訟費用の支払命令を多用すること、(7)上訴の抑制、(8)訴訟費用のインセンティブおよび和解申込の制度を用いた和解の促進、(9)裁判所による代替的紛争解決手段(ADR)とりわけ調停の奨励。これらの骨子を、次の9項目で敷衍しよう。

- (1) 民事訴訟規則第1部の「最優先の目的」は、手続の制度的側面——少額訴訟・迅速トラック・マルチトラックの制度的三分区<sup>17)</sup>——と裁判所による訴訟管理権限<sup>18)</sup>との両面で、「均衡性」という考え方を重視している。
- (2) 民事訴訟規則第1部はまた、**手続的平等**の要請を強調している。
- (3) **当事者自治の原則が修正された**<sup>19)</sup>。民事訴訟規則は、中程度以上の複雑さの訴訟において、正式の事実審理前の事件の進展に対し、裁判官が積極的に関

13) *Ibid.* 中間報告・最終報告ともに、以下のウェブサイトで見ることができる。<http://www.dca.gov.uk/civil/reportfr.htm>

14) *Access to Justice: Final Report* (London 1996).

15) A.A.S. Zuckerman and R. Cranston (eds.), *The Reform of Civil Procedure: Essays on "Access to Justice"* (Oxford 1995); R. Cranston, *How Law Works: The Machinery and Impact of Civil Justice* (Oxford 2006), ch. 5; Neil Andrews, *English Civil Procedure* (Oxford 2003), ch. 2; Neil Andrews, "A New Civil Procedural Code for England: Party-Control 'Going, Going, Gone'" (2000) 19 C.J.Q. 19-38; S. Flanders, "Case Management: Failure in America? Success in England and Wales?" (1998) 17 C.J.Q. 308; J.A. Jolowicz, "The Woolf Report and the Adversary System" (1996) 15 C.J.Q. 198; M. Zander, "The Government's Plans on Civil Justice" (1998) 61 M.L.R. 383 and "The Woolf Report: Forwards or Backwards for the New Lord Chancellor?" (1997) 16 C.J.Q. 208; A.A.S. Zuckerman, "The Woolf Report on Access to Justice" (1997) 2 ZJPInt 31 ff.

16) 筆者自身が民事訴訟規則を検討した近年の著作として、Neil Andrews, *The Modern Civil Process* (Mohr & Siebeck, Tübingen, Germany 2008) (代替的紛争解決 ADR の高まりについても検討している)。

17) それぞれ C.P.R. Parts 27, 28, 29.

与する枠組みを創設した。裁判官は、訴訟を合理的な速度で進展させ、争点を明らかにするとともにその優先順位を定める義務を負う。正式の事実審理において（その準備段階においても）、裁判官は証拠の量を制御しなければならない。

しかし、裁判官のもつ主導権にも限界がある。

- (a) 当事者が証人を選び、証人の陳述書を起案する<sup>20)</sup>。
  - (b) 当事者が専門家証人を選ぶ（当事者間で、1人の共通の専門家証人を選任することができる。いわば専門家を共有するこの制度は、民事訴訟規則による改革のひとつである）；専門家証人を用いるには裁判所の許可を要するが、裁判所が特定の専門家を選任する制度は採られていない。ただし、1人の共通の専門家証人を選ぶにあたり、当事者の交渉が行き詰まった場合は例外である<sup>21)</sup>。
  - (c) 控訴院によれば、事実審理に事実審裁判官が過剰に介入することは許されないといい。裁判官が「糾問主義的な役割を我がものにする」のは誤りであり、それは「当事者対抗主義に真っ向から反するもの」であるからだ<sup>22)</sup>。
- (4) 民事訴訟規則第24部において、「本当に勝訴の見込み」があるか否か、とい

---

18) C.P.R. 1.4(2); C.P.R. 3.1(2); C.P.R. Parts 26, 28, 29; Neil Andrews, *The Modern Civil Process* (Mohr & Siebeck, Tübingen, Germany 2008) 3.13 ff; Neil Andrews, *English Civil Justice and Remedies: Progress and Challenges: Nagoya Lectures* (Shinzan Sha Publishers, Tokyo 2007), ch. 3; see now the “Admiralty and Commercial Courts Guide” (2009), Section D, at pp. 17-31. 「超巨大事件“rogue” “super-cases”」をきっかけにして、その影響を懸念してなされた議論にも注意されたい: Long Trials Working Party Report December 2007. この報告に基づき2008年からパイロット・プログラムが実施された。背景について、Sir Anthony Clarke MR, “The Super-case-Problems and Solutions”, 2007 Annual K.P.M.G. Forensic Lecture: available at [http://www.judiciary.gov.uk/docs/speeches/kpmsg\\_speech.pdf](http://www.judiciary.gov.uk/docs/speeches/kpmsg_speech.pdf).

19) 当事者自治の観点から民事訴訟規則の枠組みを分析したものとして、Neil Andrews, “A New Civil Procedural Code for England: Party-Control ‘Going, Going, Gone’” (2000) 19 C.J.Q. 19-38; Neil Andrews, *English Civil Procedure* (Oxford 2003), paras. 13.12 to 13.41; 14.04 to 14.45; 15.65 to 15.72.

20) Neil Andrews, *The Modern Civil Process* (Mohr & Siebeck, Tübingen, Germany 2008), paras. 8.04 ff.

21) 民事訴訟規則第25部のこうした側面について、Neil Andrews, *ibid.*, ch. 7; D. Dwyer, *The Judicial Assessment of Expert Evidence* (Cambridge 2008).

22) *Southwark LBC v Maamefowaa Kofiadu* [2006] EWCA Civ 281, at [148].

うより厳格な基準の導入により、**事件の略式的処理**が促進されている<sup>23)</sup>。

- (5) 「**標準開示**」が導入された。その意図は、文書の開示をより関連性の高いものへと焦点を絞ることにある。

「標準開示」<sup>24)</sup>の対象は、当事者が自ら依拠する文書、自らに不利になる文書、相手方に不利となる文書、相手方の主張を裏付ける文書、である。

- (6) **裁判費用**についてのより**裁量的な判断**<sup>25)</sup>により、手続的制裁手続の強化が図られている。勝訴した当事者が不要な争点を提起していた場合には、裁判所はそうした事実を裁判費用の支払命令に反映させることができる。

記録長官ウルフ卿は *AEI Rediffusion Music Ltd v Phonographic Performance Ltd* 事件 (1999) において、「勝者がすべてを取る」というアプローチが硬直的すぎるとの懸念に対し、これを緩和すべく次のように述べている。「『訴訟費用は敗訴者負担』の原理をあまり厳格に適用すると、当事者が訴訟費用をどんどんつぎ込むのを奨励することになる。」というのも「勝訴すれば訴訟費用全額を回収できるならば、勝訴するためならありとあらゆる手段を尽くせ、ということになるからだ」と<sup>26)</sup>。

- (7) **上訴に際して許可**を必要とすることにより、第一審判決の終局性を強めている<sup>27)</sup>。

ほぼすべての上訴について<sup>28)</sup>、上訴申立人が短い期間内に（一般的に14日以内とされ<sup>29)</sup>、この期間は当事者間の同意では延長されない）第一審裁判所に上訴を申請し、裁判所が許可をくださることが必要とされる<sup>30)</sup>。

23) C.P.R. 24.2: *Swain v Hillman* [2001] 1 All E.R. 91, 92, C.A.; Neil Andrews, *The Modern Civil Process* (Mohr & Siebeck, Tübingen, Germany 2008), paras. 5.18 ff.

24) C.P.R. 31.6; Andrews, *op. cit.*, ch. 6, notably, paras. 6.04, 6.22. 民事訴訟規則以前の過剰な書面の開示について、Lord Woolf, *Access to Justice: Interim Report* (London 1995) ch. 21, paras 1-9 (いわゆる Peruvian Guano 基準に言及している: *Compagnie Financière v. Peruvian Guano Co.* (1882) 11 QBD 55, 63, C.A.); Sir Johan Steyn (later Lord Steyn), preface to Hodge and Malek, *Discovery* (London 1992); R. Cranston, "Complex Litigation: the Commercial Court" (2007) 26 C.J.Q. 190, 203.

25) Neil Andrews, *The Modern Civil Process* (Mohr & Siebeck, Tübingen, Germany 2008), paras. 9.09 ff.

26) [1999] 1 W.L.R. 1507, 1522-3, C.A.

27) Neil Andrews, *The Modern Civil Process* (Mohr & Siebeck, Tübingen, Germany 2008), paras. 8.12 ff.

28) C.P.R. 52.3(1). ただし人身の自由が争われる判決を除く。

下級裁判所が許可を拒んだ場合、上訴裁判所に対しもう一度許可の申立てを行うことができる。

- (8) 原告・被告ともに**和解の申込**ができ、これに訴訟費用の制裁が対応するため、和解が促進される<sup>31)</sup>。

概要は以下の通り。イギリスの民事訴訟規則第 36 部にに基づき、原告が**被告の和解申込**を拒むと、原告は訴訟費用負担のリスクを負う。この場合、原告が正式事実審理の結果「被告の民事訴訟規則第 36 部に基づく申込よりも有利となる判決を得られなかった場合」, 「[裁判所が] それでは不公正だと判断しない限り」, 原告は、原告が和解申込を承諾すべきであった日以降に被告がこうむった訴訟費用を支払わなければならない。被告は、当該日より前に発生した原告の訴訟費用についてのみ支払いの義務を負う。

**被告**は、原告の**和解の申込**を拒んだ場合、原告の訴訟費用支払いのリスクを負う。「原告勝訴の判決が、原告による第 36 部に基づく申込と同等かそれより原告にとって有利であれば」, 「[裁判所が] それでは不公正だと判断しない限り」被告は原告に対し、通常の算定方法による訴訟費用（「標準的」訴訟費用）よりも加重された訴訟費用（いわゆる「支出填補的訴訟費用」）を支払わなければならない、さらにこれらの訴訟費用に通常より高い利子を付される場合もありうる。

- (9) 裁判所は、**代替的紛争解決（ADR）** とりわけ調停を促進する義務を負う<sup>32)</sup>。そのため訴訟費用支払命令<sup>33)</sup>や手続の停止などの手続上の手段がある<sup>34)</sup>。

---

29) C.P.R. 52.4(2). 期限を経過した上訴が許されるのは、ごく例外的な場合に限られる。*Smith v Brough* [2005] EWCA 261; [2006] C.P. Rep. 17.

30) C.P.R. 52.6(1) (2).

31) Neil Andrews, *The Modern Civil Process* (Mohr & Siebeck, Tübingen, Germany 2008), paras. 10.15 ff.

32) C.P.R. 1.4(2) (e).

33) Notably, *Dunnett v Railtrack plc* [2002] 1 W.L.R. 2434, C.A.; *Halsey v Milton Keynes General NHA Trust* [2004] 1 W.L.R. 3002, C.A.; *Nigel Witham Ltd v Smith* [2008] EWHC 12 (T.C.C.), at [36] (J. Sorabji (2008) 27 C.J.Q. 427). こうした一連の判決について、Neil Andrews, *The Modern Civil Process* (Mohr & Siebeck, Tübingen, Germany 2008), paras. 11.40 ff.

34) C.P.R. 3.1(2) (f); Neil Andrews, *op. cit.*, 11.31.



#### IV：欧州人権条約 6 条 1 項

2000 年 10 月に発効した 1998 年人権法により、欧州人権条約がイギリスの裁判所で直接適用されるようになった<sup>35)</sup>。欧州人権条約 6 条 1 項は次のような規定である。

「公正な裁判を受ける権利：私法上の権利および刑事上の起訴事実についての判断にあたっては、誰もが法により設立された独立かつ中立の法廷による、公正かつ公開の審理を合理的な時間内に受ける権利を有する」。

根本原理を法典化したこの条文は、次のような要素からなる：

- (i) 「公正な審理」を受ける権利：これは次のような内容をもつ広い概念である<sup>36)</sup>：
- ・ 当事者対抗的な審理に立ち会う権利
  - ・ 武器対等の権利
  - ・ 証拠を公正に提示される権利
  - ・ 相手方の証人を反対尋問する権利
  - ・ 理由の付された判決を得る権利<sup>37)</sup>
- (ii) 「公開の審理」：これには判決の公表を受ける権利が含まれる<sup>38)</sup>。
- (iii) 「合理的な時間内の審理」
- (iv) 「法によって設立された独立<sup>39)</sup>かつ中立<sup>40)</sup>な法廷による審理」

35) (Cmd 8969); Human Rights Act 1998, s. 1(3), Sch. 1 により、欧州人権条約がイギリス国内化されている。S. Grocz, J. Beatson and P. Duffy, *Human Rights: The 1998 Act and the European Convention* (2<sup>nd</sup> ed., 2008); M.W. Janies, R.S. Kay, A. Bradley, *European Human Rights Law: Text and Materials* (3<sup>rd</sup> ed., Oxford 2008); R. Clayton and H. Tomlinson, *The Law of Human Rights* (2<sup>nd</sup> ed., Oxford 2008).

36) R. Clayton and H. Tomlinson, *op. cit.*, ch. 11.

37) Neil Andrews, *English Civil Procedure* (Oxford 2003), paras. 5.39 to 5.68.

38) *Ibid.*, paras. 4.59 to end of chapter; 欧州人権裁判所の判例について、*ibid.*, 7.21 to 7.79.

39) *Starrs v Ruxton* 2000 J.C. 208, 243; 17 November 1999, *The Times* (High Court of Judiciary) *per* Lord Reed; *Millar v Dickson* [2002] 1 W.L.R. 1615, PC; Neil Andrews, *English Civil Procedure* (Oxford 2003), paras. 4.02 to 4.27 (司法の独立).

40) *Porter v Magill* [2002] 2 A.C. 357, H.L.

司法の独立について、2005年憲法改革法3条では、次のように規定されている。

大法官ほかすべての大臣及び司法や裁判行政に関わる事項に関与するすべての者は、司法の独立が維持されることを支持しなければならない。大法官ほかすべての大臣は、司法に特別のアクセスを有することによって、裁判所による個別の判決に影響を及ぼそうとしてはならない。大法官は、(a)独立を護ることの必要性、(b)裁判所としての機能を果たすために必要なサポートが裁判所にとって必要であること、(c)裁判や司法の運営に関わる事項について、これらに関わる決定がなされる際に、一般市民が適切に代表されること、を尊重しなければならない。

とりわけ興味深いのが、ストラスプールの欧州人権裁判所がこの規定に黙示の「裁判所にアクセス」する基本的権利を読み込んだことである。ビンガム卿は *Brown v Stott* 事件（2001）で次のように判示している<sup>41)</sup>。

6条1項には、裁判所にアクセスする権利は明記されていないが、Golder v. U.K. 事件において欧州人権裁判所は、この規定が詳細な手続保障をもちながら裁判所へのアクセスを保障していない「とは考えられない」と判示した<sup>42)</sup>。裁判所は Golder 事件において、この黙示の権利は絶対のものではなく、一定の制約を伴うことを認めている<sup>43)</sup>。

*English v Emery Reimbold & Strick Ltd* 事件（2002）において控訴院は、裁判所は6条1項により、理由の付された判決を下すことを義務づけられていると述べた<sup>44)</sup>。

---

41) [2003] 1 A.C. 681, 694, P.C.

42) (1975) 1 E.H.R.R. 524, 536, at [35].

43) *Ibid.*, at [38].

44) [2002] EWCA Civ 605; [2002] 1 W.L.R. 2409, C.A., at [12]. この判示の予兆となった判決として、*Flannery v Halifax Estate Agencies Ltd* [2000] 1 W.L.R. 377, C.A.; noted J.A. Jolowicz, [2000] C.L.J. 263 (裁判官は、一方当事者の専門家証人の証言を退け、もう一方の当事者の専門家証人の証言を採用した理由を、一般に理解できる程度に示さなければならない。これは、2000年10月2日の人権法施行に先立つ、コモン・ローに基づく判決である)。

〔欧州人権条約は、〕判決には、当事者の提起した主要な争点が国内裁判所によって判断され、こうした争点がどのように解決されたかを明らかにするに足る理由が付されなければならないとしている。ストラスブールの欧州人権裁判所による判例法理が、これよりさらに踏み込み、判決において、一方当事者によるひとつひとつの主張や証拠が採用され、相手方のものが採用されなかった理由を説明することまで要求しているとは考えにくい。

## V：ユニドロワとアメリカ法律協会の共同事業（2000-2006）

ユニドロワとアメリカ法律協会の共同事業——今日では『国際的民事訴訟の諸原理』<sup>45)</sup>と呼ばれケンブリッジ大学出版会から2006年に出版されている<sup>46)</sup>——の作業部会<sup>47)</sup>が初めて会合をもったのは2000年のローマだった。会合初日、テーブルに置かれたのは、Geoff HazardとMichele Taruffoの起草による「国際的民事訴訟規則」だった。この第1回会合の2日目までに、作業部会は諸原理のリストを作成し、これが2000年から2003年にかけて開かれた作業部会会合で詳細に検討された。「国際的民事訴訟規則」は、中心となったプロジェクトの非公式付録へと格下げになった。

作業部会での諸原則の検討過程については、共同事業でユニドロワ側の全体報告者を務めたRolf Stürnerによる、時系列的な解説がある<sup>48)</sup>。私自身も、

45) Neil Andrews, "The Modern Procedural Synthesis: the American Law Institute and UNIDROIT's *Principles and Rules of Transnational Civil Procedure*" (2008) 164 *Revista de Processo* 109-120 (Brazil) also published in (2009) *Tijdschrift voor Civiele Rechtspleging* 52-7 (Netherlands).

46) ALI/UNIDROIT's *Principles of Transnational Civil Procedure* (Cambridge 2006).

47) 起草グループの構成員は次の通り。Neil Andrews, University of Cambridge, UK; Professor Frédérique Ferrand, Lyon, France; Professor Pierre Lalive, formerly University of Geneva, sometime Goodhart Professor Legal Science, Cambridge, in practice as an international commercial arbitrator, Switzerland; Professor Masanori Kawano, Nagoya University, Japan; Mme Justice Aida Kemelmajer de Carlucci, Supreme Court, Mendoza, Argentina; Professor Geoffrey Hazard Jr., now Hastings College of the Law, San Francisco, USA; Professor Ronald Nhlapo, formerly of the Law Commission, South Africa; Professor Dr iur Rolf Stürner, University of Freiburg, Germany, and Judge at the Court of Appeals of the German State Baden-Württemberg, Karlsruhe; the assistant to these discussions was Antonio Gidi (USA and Brazil).

48) Rolf Stürner, "The Principles of Transnational Civil Procedure" (2005) *Rebels Zeitschrift* 201-254.

ユニドロワとアメリカ法律協会の諸原理には、(1)憲法に準ずるような基本的  
手続保障の宣言、(2)手続の形式や流れに関わる主要な指針、(3)細部に関わる  
重要な諸事項、と多岐にわたる内容が含まれる、と述べたことがある<sup>49)</sup>。

#### 基本的手続保障

- ・ 裁判官の最低限の能力、司法の独立、司法の公平性、手続的平等
- ・ 適切な告知ないし審理を受ける権利、公開原則、理由の付された判決
- ・ 迅速な裁判
- ・ 法曹の独立、弁護士による補助を受ける権利、弁護士と顧客間の秘匿特権  
（「法曹秘匿特権」）
- ・ 自己負罪拒否特権

#### 手続の形式や流れに関わる主要な指針

- ・ 当事者に対する裁判管轄、法廷地に関する準則、当事者による手続の開始、  
当事者による裁判の範囲の確定、当事者や訴えの併合、証明責任の配分と  
その性質、当事者が虚偽の主張や司法手続の濫用をしてはならないこと
- ・ 情報を得る権利、証拠に関する事項についての裁判所の関与、専門家証人
- ・ 裁判所による裁判手続の管理、不出廷及び手続法規や命令違反に対する制  
裁、制裁の均衡性
- ・ 当事者が公正に行行為し効率的かつ迅速な手続を実現する義務、当事者の協  
力義務
- ・ 当事者が手続を打ち切るかまたは和解する権利、裁判所による和解の促進
- ・ 口頭の手続を受ける権利、最終判断権者の前での最終弁論、法を適正に適  
用する裁判所の責務
- ・ 基本的な訴訟費用支払に関する準則、判決の終局性、上訴手続
- ・ 効果的な判決執行、外国裁判所による承認、国際的な司法共助

#### 細部に関わる重要な諸事項：

- ・ 能力を欠く当事者の保護、訴訟費用の担保、当事者間や裁判所とのやり取

---

49) Neil Andrews “Embracing the Noble Quest for Transnational Procedural Principles” in M. Andenas, N. Andrews, R. Nazzini (eds.), *The Future of Transnational Commercial Litigation: English Responses to the ALI-UNIDROIT Draft Principles and Rules of Transnational Civil Procedure* (London 2003; re-printed 2006), pp. 23-5 (ユニドロワとアメリカ法律協会の共同事業の草案に対する、イギリスの裁判官、実務家や研究者による論文や論評を集めたもの)。

りの迅速化, 当事者以外の者による提出物, 裁判所による「示唆」

ユニドロワとアメリカ法律協会の共同事業は, 大陸法とコモン・ローの手続の差異を克服する試みとして, 初めてのものではない。Marcel Storme (および共同者たち: イギリスからは Tony Jolowicz が参加) がその先鞭をつけた<sup>50)</sup>。しかし, これまでのところ, ユニドロワとアメリカ法律協会の事業が, 最も詳細に共通点を見出そうとしたものだとはいえる。

## VI: 第二の諸原則リスト: 『イギリスの民事手続』(2003)

ユニドロワとアメリカ法律協会の共同事業に参加し, また新たな民事訴訟規則が動き出した最初の数年間に刺激を受け, 私は『イギリスの民事手続 *English Civil Procedure*』(Oxford UP, 2003) の中で, 改めて民事訴訟の諸原則という万華鏡をのぞくことに決めた。新たなパターンが見出されることは明らかだったからである。その4章および5章において, 私はいくつかの手続の「保障」について考察した。6章では, 「主要な手続原則」という見出しの下, 私は「裁判へのアクセス」から「終局性」まで, 一連の重要な手続的要請について考察した。そして7章において, イギリスが欧州人権条約6条1項をいかに受け入れたか考察したのは言うまでもない。

## VII: 新たな出発: 民事司法の四本柱

民事訴訟の諸原理は, 4つの表題によってまとめるのが便利であろう。これを, 民事司法の四本柱と呼ぶことにする。

- I. 法的助言と紛争解決制度へのアクセス
- II. 当事者間の平等および公平
- III. 焦点の絞られた迅速な裁判
- IV. 公正な紛争解決者

これを敷衍するなら, 民事司法に関わる主要な基本原則は, この4つの分類によって次のように整理される。

---

50) M. Storme (ed.), *Approximation of Judiciary Law in the European Union* (Gent 1994).

I. 法的助言と紛争解決制度へのアクセス

- ・ 裁判所へのアクセス
- ・ 弁護士を選ぶ権利
- ・ 法的相談の秘密
- ・ 嫌がらせ的な訴えや抗弁，根拠のない訴えや抗弁に対する保護
- ・ 和解を促進し，代替的紛争解決，とりわけ調停や仲裁の利用を促進すること

II. 当事者間の平等および公平

- ・ 手続的平等
- ・ 開示
- ・ 正確さ
- ・ 訴訟当事者間のフェア・プレイ
- ・ 手続的正義

III. 焦点の絞られた迅速な裁判

- ・ 焦点が絞られるよう，裁判所が民事手続を管理すること
- ・ 均衡性
- ・ 不当な遅延の防止
- ・ 効果的であること
- ・ 終局性

IV. 公正な紛争解決者

- ・ 司法の独立
- ・ 司法の公平性
- ・ 公開原則ないし開かれた裁判
- ・ 不意打ちを防止する裁判所の義務：適正な告知の原則
- ・ 理由を付すべき裁判所の義務

VIII：結 語

国際的な学術的対話は，基本原理の上にはぐくまれる。今日，民事訴訟の国際比較も少なくない<sup>51)</sup>。このダイナミックな 21 世紀の間に，民事訴訟の研究は，飛躍的な発展を示すことになるだろう。研究者は，Hazard<sup>52)</sup>，

Jolowicz<sup>53)</sup>, 河野<sup>54)</sup>, Murray<sup>55)</sup>, Shetreet<sup>56)</sup>, Storme<sup>57)</sup>, Stürner<sup>58)</sup>, Taruffo といった巨人たちの肩の上に立つことができる<sup>59)</sup>。これらの巨匠たちは、常に基本的な原理に注意を払う必要があることを強調してきた。

一般論としていえば、憲法に準ずる基本的な手続原理が重要になってきた理由の一端は、欧州人権条約の国際的な影響力にあったし、また、攻撃性と統制

---

51) 英語の文献として以下のものがある。J.A. Jolowicz, *On Civil Procedure* (Cambridge 2000) (以下時系列による): M. Cappelletti and J. Perillo, *Civil Procedure in Italy* (The Hague 1995); M. Cappelletti (ed.), *International Encyclopaedia of Comparative Law* (The Hague, and Tübingen 1976), volume XVI "Civil Procedure"; J. Langbein, "The German Advantage in Civil Procedure" (1985) 52 *Univ. of Chi. L.R.* 823-66; M. Damaska, *The Faces of Justice and State Authority: A Comparative Approach to the Legal Process* (New Haven 1986); M. Cappelletti, *The Judicial Process in Comparative Perspective* (Oxford 1989); M. Storme (ed.), *Approximation of Judiciary Law in the EU* (Dordrecht 1994); A.A.S. Zuckerman (ed.), *Civil Justice in Crisis: Comparative Perspectives of Civil Procedure* (Oxford 1999); W. Rechberger and H. Klicka (eds.), *Procedural Law on the Threshold of a New Millennium, XI. World Congress of Procedural Law* (Center for Legal Competence, Vienna 2002); D. Asser et al., "A summary of the interim report on Fundamental Review of the Dutch Law of Civil Procedure" (2003) 8 *ZZPInt* 329-387; M. Storme (ed.), *Procedural Laws in Europe - Towards Harmonization*, (Maklu, Antwerpen/Apeldoorn 2003); M. Storme and B. Hess (eds.), *Discretionary Power of the Judge: Limits and Control* (Kluwer, Dordrecht 2003); Peter Murray and Rolf Stürner, *German Civil Justice* (Durham, USA 2004); C.H. van Rhee (ed.), *The Law's Delays: Essays on Undue Delay in Civil Litigation* (Antwerp and Oxford 2007); C. H. van Rhee, *European Traditions in Civil Procedure* (Intersentia and Hart, Oxford 2005); N. Trocker and V. Varano (eds.), *The Reforms of Civil Procedure in Comparative Perspective* (Torino 2005); Oscar Chase, Helen Hershkoff, Linda Silberman, Vincenzo Varano, Yasuhei Taniguchi, Adrian Zuckerman, *Civil Procedure in Comparative Context* (Thomson West 2007); A. Pellegrini Grinover and R. Calmon (eds.), *Direito Processual Comparado: XIII World Congress of Procedural Law* (Editora Forense, Rio de Janeiro 2007), pp. 201-42; A. Uzelac and C.H. van Rhee (eds.), *Public and Private Justice* (Antwerp and Oxford 2007); M. Deguchi and M. Storme (eds.), *The Reception and Transmission of Civil Procedural Law in the Global Society* (Maklu, Antwerp 2008). いわゆる「国境を越えた諸原理」について M. Storme (ed.), *Approximation of Judiciary Law in the European Union* (Gent 1994); ALI/UNIDROIT's *Principles of Transnational Civil Procedure* (Cambridge 2006). このプロジェクトについて H. Kronke (ed.), special issue of the *Uniform Law Review* (2002) Vol. VI; M. Andenas, N. Andrews, R. Nazzini (eds.), *The Future of Transnational Commercial Litigation: English Responses to the ALI/UNIDROIT Draft Principles and Rules of Transnational Civil Procedure* (British Institute of Comparative and International Law, London 2006); Rolf Stürner, "The Principles of Transnational Civil Procedure." (2005) *Rebels Zeitschrift*, 201-254.

52) ALI/UNIDROIT's *Principles of Transnational Civil Procedure* (Cambridge 2006).

53) J.A. Jolowicz, *On Civil Procedure* (Cambridge 2000).

の度合いを強める政府が、何事も所与の前提とはできないことを訓えていることにもある。本稿に示した民事司法の四本柱が、法律家によるこの分野に対するより深く広い洞察に資することを願ってやまない。

- 
- 54) 河野正憲教授の率いた名古屋・フライブルク事業「国際的ビジネス紛争の法的解決の実効性を高めるための新たなフレームワークの構築」。これまで出版された成果として, Rolf Stürner and Masanori Kawano (eds.), *Current Topics of International Litigation* (Mohr Siebeck, Tübingen 2009); 各国民事手続法の研究として Neil Andrews, *English Civil Justice and Remedies: Progress and Challenges: Nagoya Lectures* (信山社出版 2007); Laura Ervo (ed.), *Civil Justice in Finland* (慈学社 2009); Carlos Eslugues-Mota and Silvia Barona-Vilar (eds.), *Civil Justice in Spain* (慈学社 2009); Miklos Kengyel and Viktoria Harsagi, *Civil Justice in Hungary* (慈学社 2010); Neil Andrews, *Contracts and English Dispute Resolution* (慈学社 2010); Dimitris Maniotis and Spyros Tsantinis, *Civil Justice in Greece* (慈学社 2010); Stephanie Schmidt, *Civil Justice in France* (慈学社 2010); Marco de Cristofaro and Nicolò Trocker (eds.), *Civil Justice in Italy* (慈学社 2010).
- 55) Peter Murray and Rolf Stürner, *German Civil Justice* (Durham, USA 2004).
- 56) Mount Scopus International Standards of Judicial Independence.
- 57) M. Storme (ed.), *Approximation of Judiciary Law in the European Union* (Gent 1994); see also M. Storme (ed.), *Procedural Laws in Europe - Towards Harmonization*, (Maklu, Antwerpen/Apeldoorn 2003); M. Storme and B Hess (eds.), *Discretionary Power of the Judge: Limits and Control* (Kluwer, Dordrecht 2003).
- 58) Peter Murray and Rolf Stürner, *German Civil Justice* (Durham, USA 2004); ALI/UNIDROIT's *Principles of Transnational Civil Procedure* (Cambridge 2006).
- 59) ALI/UNIDROIT's *Principles of Transnational Civil Procedure* (Cambridge 2006).